

東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(定義) 第2条 この規程において「不正行為」とは、<u>研究の立案、計画、実施又は成果の取りまとめ(外部資金等を用いた場合の支援者への申請又は報告を含む。)</u>等における、次の各号に掲げる行為をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 捏造(fabrication) 存在しないデータ又は研究・実験結果等を作成する行為</p> <p>(2) 改ざん(falsification) 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為</p> <p>(3) 盗用(plagiarism) 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語(当該研究者特有の用語に限る。)を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 二重投稿 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為(投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。)</p> <p>(5) 不適切なオーサシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為</p> <p>(6) 前各号以外の研究活動上の不適切な行為 <u>であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの</u></p>	<p>(定義) 第2条 この規程において「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。</p> <p><u>(1) 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、投稿論文など発表された研究成果に示された以下の行為をいう。</u></p> <p><u>ア</u> 捏造(fabrication) 存在しないデータ又は研究・実験結果等を作成する行為</p> <p><u>イ</u> 改ざん(falsification) 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為</p> <p><u>ウ</u> 盗用(plagiarism) 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語(当該研究者特有の用語に限る。)を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為</p> <p><u>(2) 不正とみなされる行為 特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、以下に掲げるもののうち、研究者としての行動規範及び社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。</u></p> <p><u>ア</u> 二重投稿 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為(投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。)</p> <p><u>イ</u> 不適切なオーサシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為</p> <p><u>ウ</u> 前各号以外の研究活動上の不適切な行為</p>	<p><u>不正の定義を文部科学省のガイドラインにそろえるための改正</u></p>

<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(研究者等の責務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>本学</u>に雇用される研究者等は、採用後速やかに本学が指定する研究者倫理に関する教育(以下「研究倫理教育」という。)を必ず受け、<u>その内容を理解したこと等を明記した誓約書(別記様式第1号)を提出</u>しなければならない。また、その後も定期的に研究倫理教育を受講しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(調査結果の公表)</p> <p>第30条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。</p> <p>2 <u>前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、当該事案が外</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(研究者等の責務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 研究者等は、採用後速やかに本学が指定する研究者倫理に関する教育(以下「研究倫理教育」という。)を必ず受け、<u>修了</u>しなければならない。また、その後も定期的に研究倫理教育を受講しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(調査結果の公表)</p> <p>第30条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。<u>ただし、第35条に規定する処分内容等の通知と同時に公表することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の公表内容は、原則、次の各号に掲げる事項とし、当該事案の社会的影響、研究不正の軽重、通報者又はその関係者の保護等を勘案して決定するものとする。</u></p> <p><u>(1)研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属</u></p> <p><u>(2)研究活動上の不正行為の内容</u></p> <p><u>(3)本学が公表時までに行った措置の内容</u></p> <p><u>(4)調査委員会委員の氏名及び所属</u></p> <p><u>(5)調査の方法・手順</u></p> <p><u>(6)その他総括責任者が必要と認める事項</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、当該事案が外</p>	<p><u>誓約書から倫理教育の修了証に代え事務の効率化と受講者の負担軽減のための改正</u></p> <p><u>公表の内容、手順等を事案の社会的影響等に応じて決定できるようにするための改正</u></p>
--	---	--

部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあつた場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあつたこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(新設)

(新設)

(事務)

第 38 条 この規程に関する事務は、地区事務部及び関係部署の協力を得て、研究・財務戦略部研究支援課で行う。

(雑則)

第 39 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

別紙様式第 1 号(第 3 条関係)

誓約書

[別紙参照]

部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあつた場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあつたこと、及び第 2 項を準用するものとする。

6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属 を公表することができる。

7 公表の手段は、別に定める。

(関係委員会等の連携)

第 38 条 通報の内容や、調査の結果により、競争的資金等の不正に係る調査委員会、懲戒に関する委員会等と適宜連携するものとする。

(事務)

第 39 条 この規程に関する事務は、地区事務部及び関係部署の協力を得て、研究・財務戦略部研究支援課で行う。

(雑則)

第 40 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

(削る)

附 則 (令和 4 年 4 月 1 日教規程第 7 号)  
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。